

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 第10回資源循環経済小委員会

議事録

- 日時：令和6年12月18日（水）9：00～11：00
- 場所：対面・オンライン開催（Teams）
- 出席者：梅田委員長、栗生木委員、池田委員、石山委員、大和田委員、岡部委員、
澤田委員、末吉委員、醍醐委員、高尾委員、三室委員、山本委員

■ 議題：

○事務局説明

○自由討議

■ 議事概要

○梅田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第10回資源循環経済小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます委員長の梅田です。よろしくお願いいたします。

本委員会は対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、委員会の模様はYouTubeにてライブ配信しております。

開会に当たりまして、田中課長より一言、開会の挨拶をお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 皆様、おはようございます。しばらく時間が空いてしまいましたが、第10回の委員会、本日お時間頂戴しまして誠にありがとうございます。

前回、第9回を開催させていただいた後、半年ほどたちましたけれども、その間に様々な政治状況でしたり動いておりますし、また、サーキュラーエコノミーについてもかなり動きがあったかなと思っております。

1つは、プラスチック汚染条約、第5回が釜山で開催されましたけれども、意見の隔たりがかなり大きくて、半分予想どおりという形でもあるかもしれませんが、議論が収束しなかったというところでもあります。収束しなかった点は、プラスチックを禁じていくのか、あるいは有用な資源として認めながらその管理を徹底していくのかというところのそもそもの思想の違い、アプローチの違いが結構大きかったかなと思っております。

他方で、日本としては、やはり上流から下流までライフサイクル全体で管理をしていくということの徹底を主張してきたところでありまして、実はこういったところに対する御

賛同はかなり大きいところがあって、論点はかなり絞られてきているのかなと思います。
また年明け以降も規制の議論は続いていきますけれども、日本としてはこれも念頭に置きながら、日本自体のアプローチとしてきちんと循環させていくということの徹底が求められると思いますし、こういった議論を通じて産業界の皆さんの御理解もかなり進んできていて、サーキュラーエコノミーという言葉を書かない日がないぐらいになってきているのかなという感じがしております。

そういった中で、非常に重要な政策の1つとして、今回、パブリックコメントも踏まえ、取りまとめ（案）をどういった形で最終的な形にするかというところを本日御議論いただければと思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○梅田委員長　田中課長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ち事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○田中資源循環経済課長　委員の御出欠の状況につきまして、栗生木委員がまだ入られていないということですが、オンライン参加を予定されております。御欠席の方いらっしゃいますけれども、過半数の委員に既に御出席いただいているということを御報告させていただきます。

○梅田委員長　ありがとうございます。

それでは、次に、資料の確認について田中課長からお願いいたします。

○田中資源循環経済課長　ありがとうございます。本日の資料、ちょっと多くなっておりますけれども、資料1から資料4及び参考資料1、2がございます、合計6種類御用意しておりますので、御確認いただければと思います。もし不備等ありましたら事務局までお申しつけいただければと思います。

○梅田委員長　田中課長、ありがとうございます。

本日は、まず事務局より資料3、4に関して御説明いただき、その後、自由討議といたします。予定では11時までとしておりますが、議論が早めに終わりましたら、今まで起きたことないですけれども、11時より前に閉会させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。次に、事務局より資料3及び4について御説明いただきます。田中課長、よろしくお願いいたします。

○田中資源循環経済課長　委員長、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をさせていただきたいと思います。メインは資料3の取りまとめ（案）でありますけれども、その前に参考資料1を投影させていただいております。こ

ちらが今年6月に中間取りまとめ（案）をおまとめいただいた後にパブリックコメントに付した結果でございます。

実施期間は、7月から1か月間行っております。結果として意見は68件出てきておりますが、これは68主体という趣旨でありまして、意見の数自体は300個以上いただいているということでございます。これを意見の種類ごとに束ねまして、以下のページにまとめてございますが、これ自体、かなり長いリストになってございますので、参考まで、必要に応じてお目通しいただければと思います。こういったものを今回の資料3に反映していくに当たって、資料3にもいただいた主な意見を論点ごとに四角囲いで入れさせていただいておりますので、それを御説明しながら、どのように修文を図っていくかという事務局案を御説明させていただければと思います。

それでは、資料3です。前回は中間取りまとめ（案）ということでありましたけれども、「中間」という言葉を取りまして、パブコメも踏まえまして、「取りまとめ」という形で御提案をさせていただきたいと思っております。

中身でありますけれども、前段の背景等、事実関係等のところは、基本的には手を加えておりませんで、15ページ以降のⅣ、「資源生産性」の向上に向けた施策というところに御意見をいただいておりますので、ここに様々修正を加えているところでございます。

15ページの下からでございますけれども、まず、個別の論点ではなく全体の方向性に御意見をいただいております。事務局としては大変ありがたいところなのですが、かなり多く、非常に重要な指針であるということで、取組の方向性に賛同するという御意見をいわゆる動脈、静脈、両側からいただいているという状況でございます。

その中で、1つは産業競争力を強化していくという視点を常に持つべきであるということでありました。

また業界別に影響の度合いが違ふというところがありますので、これは個別の論点でも入ってきている話ではありますが、きちんと業界別のアセスメントを十分にやっていただきたいということは頂戴しております。

それと、川下の業界とか最終消費者の理解、すなわち上流側だけの取組ではなく、最終的には消費者理解と消費者行動の変化につながるように、国としても旗を振ってほしいというような御意見をいただいているところでございます。

では、個別の論点に入っていきますが、16ページでありますけれども、まず1ポツの(1)で、今後、循環の程度の可視化が必要という、循環ガイドラインの策定をしていこう

という記載のところについて、こういった取組については賛同するという御意見が多かったということでございます。

その中で、例えば日本発の循環ガイドライン策定を要望するというお声もありましたが、他方で国際的な整合性という御意見もありました。ですので、日本発のという趣旨は、日本独自のというよりは、日本が国際議論をリードしてほしいという趣旨かなと感じております。

その中で、様々なリサイクル率とかマスマランス、グリーン調達、製品のリユース率、いろいろな論点があるけれども、こういったものを国際標準にしていくという議論の中で進めてほしいという声が多かったということでございます。

こういった御意見を踏まえまして、本文のところでありますけれども、黄色に塗っておりますが、「施策の国際的な調和・整合性を確保・促進すべく、グローバルなルールメイキングや標準化分野で協力・協調していく」といった記載を加えさせていただいているところであります。

続きまして、2. ビジネスモデルの革新ということで、CEコマースを制度化していこうということであります。これは制度改正も念頭に置いた記載として、もともと「CEコマースの制度化を検討する」と書いていたところでありますけれども、これに対して主な御意見としては、こういったリユース産業の活性化等は非常に重要であるといった前提の下で、中古品の修理とか販売についてはいいのだけれども、やはり消費者保護の観点がとても重要であるという御意見が多かったところであります。ですので、これはサーキュラーエコノミー政策だけに閉じない話になってきますけれども、製品安全法制等との連携といったところ、ただ、そのところは明確化しつつも、あまり過度な責任を負うものにならないように、製造者とリユースとCEコマース業界との適切な責任分界点の見極めが重要であるという御指摘がありました。

次のページにわたりますけれども、消費者行動の変化を促進するサービスではあるわけですが、そういったものも進めていくためには、新品を買いたいというものに対して、こういったものを利用していくということに対しても何らかのインセンティブが必要なのではないかという御指摘があったところであります。

ですので、少し戻りますと、CEコマースの制度化に当たっては、「事業者の適切な責任範囲の明確化と消費者保護の両立に配慮しながら、制度整備を検討していく」ということと、「優遇措置」と書いてありますけれども、インセンティブも併せて検討していくと

いうことを書き加えさせていただいております。

続きまして、17ページであります、(2)トレーサビリティ促進のための表示制度の導入ということで、下の意見の前に、「資源法に基づく指定表示製品に長期利用が望ましい製品を追加し」ということを書いておりましたけれども、法制論的に詰めていくと、指定表示製品の定義自体は、どちらかというと主な御意見にも書いてあるのですが、3ポツ目のところに、基本的には分別回収促進が主な目的として表示するという規定になってございますので、表示自体は進めるべきということだと思いますが、制度論的にどこでするかという技術的なところは一旦落とさせていただきたいと思っております。

その上で、主な御意見としては、個別識別子自体は重要であるけれども、こういったものが標準化されないで独自にやってしまうと、QRコードがたくさんついていて、わけが分からないということにならないようにすべきであるということ。

それから、情報の何をどこまで流通させるのかというのは、必要十分にすべきであるということで、過度な情報を載せるとなると、やはりそれを入れるほうの負担が過大になってしまうので、そこは注意してほしいというようなこと。

それから、やはりこれはグローバルな整合性、そして整合性の中には、例えば知財権をどうするのかとか、プライバシー、情報へのアクセスをどうするのか、こういったところへの配慮が必要であるという御指摘をいただいたところであります。

ということで、地の文のところにおきましては、黄色いところで、「その際、製造、流通、リユース、リサイクル等の関係者の意見も踏まえながら、実務上の課題や国際的な動向、情報の収集・提供の範囲や方法、情報管理の在り方について整理し、実効性のある制度設計を検討していく」という文章を加えさせていただいております。

続きまして、(3)情報流通PFの構築というところでありますが、これに対しては、皆様、グローバルな動きとの整合性について御関心がかなり高いということで、日本においてもデジタルプロダクトパスポートの制度を整備すべきであるという趣旨の御意見が多数でありました。

そのときにおいては、これも複数の情報連携プラットフォームが相互運用できないということになると、むしろコストが増大してしまうということですので、ウラノス・エコシステムとの連携を行うことによって相互連携ができ、かつあらゆる人がオープンに参加できるようなシステムにしていくべきという御意見。

それから、セキュリティの観点、営業秘密管理、個人情報等の管理への配慮を求めると

いう話。

もう一つは、海外メーカー品などをどうしていくのかといったところについても検討が必要ではないかというようなことが提示をされたところでありました。

ということで、戻りますと17ページのところでありますが、「サプライチェーンにおける幅広い関係者の利用、先行しているプラットフォームとの連携、流通データの情報管理、DPPの動向等も考慮する。また、海外輸出品への対策や消費者の行動変容促進についても、適切な対応を検討していく」という形で記載を加えさせていただいております。

続きまして、(4)部品レベルの循環促進ということで、リサイクルをする手前で、製品レベルでは機能が失われても、部品レベルでの機能が保たれている場合のリユースといったところの記載でありますけれども、ここについても積極的な意見は多かったわけでありましたが、これはエコデザイン的な観点でありますけれども、仕様が多過ぎて部品がばらばらというところを統一していかないと、部品のリユースの可能性が減ってしまうという御意見がありまして、これはどちらかというとアウトフローのところというよりは、物をつくるところの考え方をエコデザインで、部品の統一みたいなことの視点が重要ではないかという御意見があったという点。

それから、多かった意見としては、部品を取って使うのはいいのだけれども、そこが原因で何らかの事故等があったときの責任はどうなるのだという観点が非常に多かったと感じております。ですので、この辺も性能・安全性担保の責任を誰がどう負うのかといったところをクリアにすべきという御意見が多かったところであります。

最後のところでありますけれども、リサイクルに流れる量が一時的に減っていくという形になりますが、それにおいてリサイクル自体のコストアップになる可能性もあるといった御指摘もあったところであります。

ですので、黄色いところでありますけれども、「安全性の確保と責任の明確化やトレーサビリティの確保等について、国際規格や標準との整合性にも配慮しながら検討を進めていく。また、リサイクルプロセスへの影響や社会的コストについても考慮しつつ、実効性のある制度設計を検討していく」というような文章を加えさせていただいております。

続きまして、3ポツでありますけれども、環境配慮設計の促進という点については、19ページに主な御意見を整理させていただいておりますが、企画・設計段階からリサイクルを前提とした製品の普及が必要ということで、これは資源有効利用促進法の中で、既に50品目についてはこういったことを設定しているわけでありまして、やはりこの徹

底が必要であろうという御意見が多かったと思ってございます。

また、環境配慮設計の認定基準等については、製品設計だけではなくて工程設計など、すなわちプロセス部分でちゃんと省資源になっているのかなどについても見る必要がある。あるいは、CEだけではなくて省エネやフロンなど総合的な環境配慮を俯瞰すべき。すなわちサーキュラーエコノミーだけ達成していればいいわけではないということで、他の施策との整合性を取っていくといった指摘があったところであります。

あと、これは静脈産業の方の御意見で、ものづくり側が環境配慮と試みてきたところで、結局リサイクルの現場ではリサイクルできていませんけれども、みたいな話もかなりあったところであります。ですので、環境配慮設計を議論するに当たっては、ものづくりをやっている方とリサイクル等の静脈側の方とのコミュニケーションの下に、何が環境配慮であるかというところの議論を深めるべきであるという御指摘があって、これはもっともな御意見かなと感じたところであります。

もう一つの懸念は、ヨーロッパで中心的に動いておりますけれども、製品設計について、規制でやっていくということが進んでいるところであり、それに基づいて国際標準のような議論も今後進んでいくというところではありますが、こういったところの国際場裡での議論との整合性を担保してほしいという御意見が非常に多くあったところであります。

あとは、製品設計の自由度を毀損することがないようにであったり、経済的な便益を得やすい環境整備、こういったところをお願いしたいという御意見が多かったところであります。

これを踏まえまして、地の文のところではありますが、「環境配慮設計の認定基準等については、製造プロセスを含む包括的な環境配慮、リサイクルの実効性確保、国際的な整合性の確保など、多岐にわたる観点から検討を行う」ということ。それから、「認定基準や評価の仕組み等については、製造事業者のみならず、リサイクル事業者等の関係者とも連携しながら、実効性のある制度となるよう検討を進めていく」という文章を加えさせていただきました。

続きまして、(2)「再生資源」の需要創出というところで、これは再生材の利用に関する義務の拡充、具体的に言いますと、計画を策定して、実施状況を御報告いただく制度を整備してはどうかという御提案に対する御意見で、ここがやはり御意見が一番多かったところであります。

20ページでありますけれども、我々としては、どれくらいの御意見がどう来るかなとい

うのを冷静に見守っていたところでありましたが、ある意味、よい驚きといえますか、かなり積極的な御意見が多かったというのが感想であります。

御覧いただきますと、まず、再生材の利用に関する義務の拡充については賛成という声が多かったと認識しております。業界ごとに難易度が異なるのだけれども、とはいえある程度の定量目標も含めてやっていく必要があるのではないかという御意見もいただいたところであります。

また、コミットメントとか実績を公表するということが、リサイクラー等のいわゆる資源循環産業を育てることになっていくという御意見が非常に多かったところあります。

3つ目、義務化は有効と考えるけれども、再生材の量、品質・衛生性、コストの確保、コスト低減、それと投資・技術開発支援や消費者の積極購入のための支援策も併せて重要ではないかという御意見。

4つ目でありますけれども、業種ごとの利用実態や供給動向を考慮してほしいという御要望もございました。

他方で、5ポツ目以降、懸念のお声も当然あったところあります。1つは、物が来ない状況で義務づけられても困ってしまうのだよねというお話もあるということで、供給面の施策もきちんとやっていく必要があって、ここが伴わない状況で需要だけやれと言われても、それは時期尚早ではないかということで、一緒にやってくべきではないかという御指摘。

それから、再生材の計画策定等は、事業者にとってもかなり大きな負担になってくるものであるという御指摘もありました。ですので、どれだけの事業者の方に御報告いただくのかというような適用範囲等も含めて、妥当な範囲を検討していく必要があるのかなと我々としても感じたところあります。

また、報告に当たっては、きちんと報告しようと思えば思うほど、トレサビを確保して上流まで上がっていかないと取れないということで、こういったところのコストがかかるので、そういった周辺整備が重要であるというようなお話。

それから、技術的なブレークスルーみたいなことも必要になってくるということで、ケミカルリサイクルへの御期待といった御指摘もございました。

今回は定量目標を入れていくという御提案はしていないところありますけれども、再生材の定量目標の義務化については、慎重な検討が必要ではないかという御指摘が当然だ

と思いますが、あったという点であります。

また、自主的な目標をまず業界でボトムアップでつくっていくという動きを慫慂することが大事ではないかということで、これは今C P s等で議論を進めているところを着実にやっていくということかなと思います。

地の文でいうと、再生材のBのところで、リチウムイオンバッテリーの工程端材の再利用義務化という点について、これは電池業界の皆様からいただいたお声ですけれども、リチウムイオンバッテリーのクローズドループ構築を目指すことに賛同しますという御意見を頂戴しております。ゆくゆくは工程端材のみならず、エンド・オブ・ライフ、廃バッテリーも対象にしていくということも考えるべきではないかという御意見と、これをやった上でインセンティブをどう加えていくのか、あるいは消費者にどう認知してもらうのかといった御意見もあったところでございます。

以上を踏まえまして戻りますと、まず、Aのところでありますけれども、「企業の過度な負担とならない制度設計を行う」、これは当然だと思ってございまして、むしろ企業の活動を促進するための制度として入れていくという点。それから、「報告する上ではトレーサビリティや化学物質管理の仕組みも重要となる」ということで、「情報流通プラットフォームの構築もあわせて進めていく」必要があるという点。

それから、こういったものについては、「経済性や技術進度」に応じて検討する必要がある。

また、「定量目標を将来的に入れる際は、業界ごとの特性や技術的課題、再生材の品質・供給状況、経済性等を十分に考慮する必要があることから、各業界における自主的な取組の促進と実態把握をC P sの場も活用しながら進めていく」必要があるという点。

「その上で、国内再生材の需給バランスや市場の成熟度、技術開発の進展等を見極めながら、将来的な制度の在り方についても検討していく」ということであります。

「さらに、再生材市場の健全な発展に向けては、需要面の措置と併せて、再生材の品質向上や安定供給、設備投資支援等の供給面の施策も総合的に展開していく」必要があるという点、これは違うパラで書いているところでもありますけれども、ここのところにも加えさせていただきました。

もう一つ、リチウムイオンバッテリーの経済的インセンティブの話につきましては、Bのところに1文加えさせていただいているところであります。

続きまして、(3)「再生資源」の供給強化という点であります。こちらの主な意見は22

ページでありますけれども、まず、こういった御期待が非常に強いと思ったのが、やはりリサイクル産業というよりは、再生資源供給産業になっていく、なっていくべきだ、なっていきたいというようなお声を多くいただいたところでもあります。ここを成長産業と位置づけて強化策を打つことに賛同するという心強いお声をいただいているところでございます。そのためには、再資源化に関する規制の緩和策や、利用の促進策を講じることを要望するというお声がありました。

また、やはり大事になってくるのが、今のままというよりは技術を上げて、キャパシティを上げて、かつ経済性も上げていく必要があるということから、投資インセンティブ、ランニングコスト補助、こういったものも措置を願いたいというようなお声。

それから、供給量の増加に伴うキャパシティ不足、これは人手も含むところだと思いますけれども、そういったところへの支援や、技術の開発を支援してほしいというお話があったところ。

もう一つは、下から2番目のポツで、やはり情報の共有みたいなところが非常に重要であるということで、これは動脈側から見ても情報流通が大事なのですが、静脈側から見ても情報の流通がないと、先ほど例えばリサイクラビリティというものがメーカー側の自己満足になっているのではないかという御指摘もあったのは、1つは情報の流通ができていないところにあるのではないかという御指摘があったところでもあります。

もう一つは、共通言語を確立していく。すなわち情報を流通させた上で、その情報をどう評価するのか。特にプラスチックの品質とか、再生材のクオリティをどういう形で評価していくのかという共通言語を確立する必要があるのではないかという御指摘もいただいたところでもあります。

こういった御意見を踏まえまして、(3)のAのところでもありますけれども、「循環資源の回収・選別・再資源化のための設備導入支援等を通じて、静脈産業の基盤強化を進めていく。加えて、再生材の安定的な需給体制の構築に向けては、動静脈産業間での情報連携を強化することが重要であるため、素材情報等を事業者間で共有する情報流通プラットフォームの構築を進めていく。その際、再生材の品質評価基準の整備や、トレーサビリティの確保等についても検討していく」という文章を加えさせていただいております。

以上がパブリックコメントを踏まえて、基本的には背中を押していただけるような御意見が多かったかと思いますが、他方で御懸念点もございましたので、両論を併せて記載させていただいたところでもあります。

最後、Bの再生資源供給産業の育成で黄色いところがありますが、補足の御説明をさせていただいた上で、ここのパラの御説明をさせていただきたいと思います。

飛びますけれども、参考資料2をお願いできますでしょうか。これまで資源循環経済小委員会ではテーブルできていなかったのですが、これは業界の皆様やステークホルダーの皆様と1年以上、2年ぐらいかけて議論を進めてきた案件でございまして、内容としては小型リチウム蓄電池を使っている製品の自主回収、再資源化を促進していくべきではないかという議論であります。

背景を申し上げますと、御案内の皆様も多いかなと思いますが、小型リチウム蓄電池、非常に便利でありますので、あらゆる製品にどんどん入ってきているということで、これ自体は生活のクオリティを非常に上げているわけでありまして、他方で、廃棄物になったときには難処理物といいますか、丁寧に扱わないと火災等につながるということであります。現実問題として廃棄物の中に小型のものが混じり込み、パッカー車で運んだりリサイクル設備等の中に紛れ込んだりすると、実際に発火が起きてしまうといった事故が、年間1万6,000件以上起きているという状況でございます。

こういった小型リチウム蓄電池自体の回収義務は、実は資源法の中でかかっているということでもあります。

ここの中ほどにありますけれども、一度回収したら、再資源化率自体は57%ぐらい達成しておりまして、集められれば資源にすることができるということなのですが、他方で、そもそも実態としては、なかなか集まってこないというのが問題になっております。自主回収の割合自体は1割未満にとどまっているという状況でございます。「未満にとどまっております」と書いておりますけれども、これも推計でありまして、マーケットにどれだけ供給されているか自体を把握するのもなかなか難しい状況であります。これは研究者の皆さんの推計で、1割未満であろうということが報告されているということでもあります。

ですので、拡大生産者責任の下に、小型リチウム電池を集めるべきだと言っている以上、何とかしなければいけないということですが、大きな原因としては、もともとは昔、電池は取り外し口があって取り外せる構造が多かったわけですが、最近はあえて取り出させない設計が多くなっております。やはり小型リチウム蓄電池は、扱いを間違えて水に浸かってしまったりすると、発火するとか消せないといったようなこともありますので、あえて易解体でないようなものが増えてきているということでもあります。

他方で、法的な義務は小型リチウム蓄電池にはかかっているのですが、はめ殺し

になって取り出せない製品自体には義務はかかってございませんので、製品から取り出せないと回収義務対象にならないという事態が起きているということを我々としては問題視していたということで、であれば、やはり取り出せないような一体型の小型製品については、製品自体に回収義務をかけていくべきではないかということで、関係業界の皆様と議論をしてきたということで、他方で、御想像に難くないと思いますけれども、利用製品は大量にございますので、関係業界との意見調整にも非常に時間がかかったところでございます。

内容としては、義務化の議論ということで、きちんと業界ごとに忌憚なく御意見いただくために、この議論自体はクローズドの会合として議論してきたわけであります。

次のページです。議論をしてきた結果として、1つは、リチウム蓄電池の適正な収集区分の設定、廃棄方法に関する情報の周知徹底をしていくということ。これは環境省と連携してやっていく必要があるということで確認をしているところでございます。

それに加えて、製造事業者や輸入事業者におけるリチウム蓄電池一体型製品の回収の強化が必要であろうという方向性について、合意が得られているということであります。

その際に、易解体設計であれば電池を取り出して回収するというのは今後も認めるということではありますが、それが易解体なのか一体型なのかというところは、製造者側がこれは易解体です、解体に1時間かかりますけれども、というのは易解体なのですかというのは、製造者側というよりは、消費者側の観点から、かつ消費者保護の観点から精査していきましょうという議論をしているところでございます。リチウム電池が入っているかどうか分からない製品も当然ありますので、消費者がきちんと認識できるような表示もしていこうという議論をしたところであります。

というような状況がございまして、当然のことながら、義務化等をしていくに当たっては、今後また資源小委において、やるときには諮りたいと思っておりますが、他方で方向性自体はピン留めさせていただけると大変ありがたいと思っております、1文、その旨をこの報告書の中に加えるということでいかがかというのを今日改めて御提案させていただきたいと思っております。

その趣旨で先ほどの資料3に戻りますと、21ページのBでありますけれども、「また」というところに1パラグラフ追加させていただいております。制度をどうこうするという確定的な書き方ではなくて、方向性として「レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大、及びリサイクル現場における発煙・発火リスク低減のため、製造事業者等によ

る小型リチウム蓄電池使用製品の自主回収・再資源化の促進について検討する」という書き方にさせていただいております。「具体的な品目、回収目標及び実施時期については、経済性や技術進度、リチウム蓄電池容量や国内流通実態などを踏まえて検討する」ということで、これはむしろ来年以降の宿題という形で、この委員会のタスクとして、ここに明記させていただきたいという趣旨で追記させていただいております。

ちょっと時間がかかってしまいましたが、以上が資料3の取りまとめで、もし本日御了承いただければ、この「(案)」が取れまして、今、四角囲いで「(主な御意見)」と書いてあるところ自体は落とさせていただいて、地の文だけにして取りまとめにするということで、いかがかという御提案でございます。

最後、その上で、では、法的な制度改正をどうしていくのかというところだけを抽出したものが資料4でございます。これもまだいつのタイミングでどう出していくということが言えるタイミングではないのですけれども、我々としては可及的速やかに法制的な整備をしていくということを予定してございます。

論点は大きく4つでございまして、1点目は、再生材利用の拡大ということでございますが、これは先ほどの報告書にもあったように、再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を製品及び業界、資源と製品を特定して、ノベタンで全部というわけではなくて、戦略的なものについて、こういった定期の報告を義務づけるような規定を検討しているという状況でございます。

2点目につきましては、環境配慮設計の促進ということでありまして、トップランナー認定制度を導入していくことによってインセンティブを加えつつ、国際的な標準化動向にもキープアップしていくということを制度的に対処したいと思っております。

3点目でありますけれども、C E コマースの促進ということで、これまで資源法の中においては、ものづくりが中心の規定になっていたということで、物をつくった後のマーケットに対する規定がなかったということでありますが、ここにC E コマースビジネスの基準を設定して、ベストプラクティスを糾合していくということに取り組んでいきたいと思っております。

最後でありますけれども、再資源化の促進ということで、これは今回のパブコメでもいただきましたが、適切な規制の在り方を検討してほしいという御意見がございましたので、先ほど自主回収義務をかける製品を増やすというお話はしましたけれども、既に今、自主回収義務がかかっている製品も、パソコンや小型蓄電池がございまして、これらを回収し

ように思うと、当然のことながら広域的にこれを持ってこななければいけないということになりますが、現時点においては廃棄物処理法の規制の中にあるということで、こういったものをきちんと自主的にやるだけの能力があるものについては、計画認定を行った上で、廃棄物処理法の業許可を不要とするという規定も、環境省と御相談して検討を進めているという状況でございます。

以上、私から御説明とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○梅田委員長　田中課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまから資料3、4に関する質疑、自由討議に入りたいと思います。御発言を希望される方は、ネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。オンラインから御参加の委員の皆様におかれましては、挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。順次指名させていただきますが、もしよろしければ、御都合により先に離席される岡部委員、醍醐委員から御発言いかがでしょうか。では、醍醐委員、お願いします。

○醍醐委員　スケジュールの関係で、手を挙げた順番と前後してしまいまして申し訳ありません。

まずは、非常にスマートにまとめていただいてというか、非常に難解な話をクリアカットにまとめていただいて、内容的には非常にいいものが出来上がったのではないかと考えています。

ややこしいのは幾つかあるかなと思っていて、1つは素材が集まって、ある機能を持った部品になって、その部品が集まって製品になってという中で、製品として排出されるものを処理していく中で、例えばさっきのリチウムイオン電池などはそうでしょうけれども、そのほかに回収してリサイクルしたいものがあつたとしても、一緒に取扱いに気を使わなければいけない部品がどうしても運命共同体になっているというところがあるかと思います。そういった辺りをどのように適正処理という観点、あるいは安全な処理という観点からも担保していくかというところは非常に重要な論点であろうかと思いますが、今回の御提案の趣旨はそのとおりだろうと考えました。

また、環境と経済との間での関係という意味においても、経済といっても短期的なものと長期的なものとあろうかなとも思っていて、短期的にその取組によって環境的にも望ましい方向だし、経済的にも、もうけにつながるものもあれば、短期的には経済的に必ずしも同調する方向にはないけれども、長期的には資源確保の面で有用な施策などであろうかと思いますが、その辺りがなかなかクリアに整理できるものでもない辺りが難しいと思

いながら見ておりました。

個別に2点だけコメントさせていただくと、1つは1ポツのところですが、16ページ目辺りの指標化であったりだとか、グローバルな基準、標準化みたいなところがございました。この辺、論点として非常に重要なかなと思って拝聴していました。国際的なマーケットで活動されている企業さんにおいては、国際的な基準の中でのルーリングが非常に重要になってこようかと思います。なので、日本から最初のアイデアを発信するようなことも含めて、国際的なルーリングの場で、日本のメーカーが実際に社会へ有用な取組をしていることがネガティブに評価されないような観点が重要なかなと考えたのが1つでございます。

もう一つは、環境配慮設計のところですが、19枚目ぐらいの3ポツの辺りです。リサイクルの現場も反映したような取組が望ましいというお話はそのとおりかとも思いました。この辺、非常に難しいと思いながら聞いていて、1つはサプライチェーンの現場においては、同じ型式のものがずっと同じラインを流れているわけです。他方、リサイクルチェーンという言い方があるのかどうか分かりませんが、リサイクルの現場においては、多品種のものが同じレーンを流れる、あるいは同じ製品であっても多岐にわたる処理に回るところが、やはりサプライチェーンとの大きな違いではないかと思います。

なので、リサイクルの実態も反映するということも重要なのですが、リサイクルの実態は必ずしも1つではないのだと。多岐にわたる処理において、もちろん物量の大きい、小さいはあるのだと思いますけれども、その辺りを必ずしも多様な処理を見逃さないようにやっていただけるようなことが望ましいかなと感じました。

以上でございます。

○梅田委員長 では、続けて岡部委員、お願いします。

○岡部委員 大変難しい課題をきれいにまとめていただいたと思っております。まずは、ここまでの御努力に対して敬意を表したいと思います。その上で、今ここにも出ていますが、環境配慮設計というものと、再生材利用というものは割と二律背反するようなところがあるかなと思ってしまして、結局、環境配慮設計が取れてくれば廃棄物の量が減ってくるわけで、そうすると再生材の利用が必ずしも必要なくなってくる可能性もあるわけですので、環境配慮設計は欧州のいう理想論に近いところもあるのですが、最終的な理想論に再生材の利用という足元の課題がどのようにつながっていくのかというロードマップみたいなものを今後きれいに経産省でまとめていただけると非常にいいですし、それと情報流通プラットフォームが連関するとすばらしいと思ってお話を聞いておりました。今

回の資料は大変立派なものだったと思います。

以上です。

○梅田委員長　　まず、そのコメントいただけますか。

○田中資源循環経済課長　　ありがとうございました。まず、醍醐委員からいただいた国際的な基準へきちんと日本の主張をしていって評価されるようというところにつきましては、おっしゃるとおりでありまして、これは座組をきちんと作りながらやっていかなければいけないと思っています。今もＩＳＯの議論等には日本も参画しておりますけれども、他方でヨーロッパの特にエコデザイン等の議論や指標の話については、様々なフォーラで議論されているということと、様々な製品について、例えばこの業界だとかいう指標が大事ではないかというような細分化した議論も始まらんとしているところもありますので、これは国だけだとなかなか難しいところがありますので、産業界のお力を借りながら進めていきたいと思ったところでもあります。

あと、リサイクルのやり方について様々な手法があり得るということで、１つに決め打たずに最適解をきちんと社会的に選べるようなインセンティブや設計にもしていくということが大事だと改めて感じたところでもあります。ありがとうございます。

それから、岡部委員がおっしゃっていただいたように、環境配慮設計と再生材料は、ある意味、長期的に見ると二律背反なのではないかということもおっしゃるとおりかなと思っています。環境配慮設計ということ自体が、とはいえ簡単ではないというところもありますので、そこまでいけるといいなと。むしろ再生材供給に影響が出るぐらいになっていくといいと思っていますけれども、まずは環境配慮設計自体をどうやって引き上げていくかというのが今の課題かなとも思っておりますので、その先に再生材利用であったり、究極の循環の形態はどうなるのかという議論は、資源小委でも引き続き議論をさせていただければありがたいと思った次第であります。

○梅田委員長　　それでは、次に会場から大和田委員、お願いします。

○大和田委員　　ありがとうございます。大和田です。

今回の取りまとめ、非常によくまとまっていると思っていて、私はリサイクルの静脈側からいろいろ見てきたのですが、そういう意味では、今回の取りまとめの内容は、いわゆる日本の産業全体の中において静脈産業がどういう位置づけなのかというのがすごく明確になったと思っていて、すばらしいもののできたと思っています。

ただ、残念ながら、こうした委員会の中でも、静脈側の業界団体の代表者はなかなか出

てこれられない状況。いわゆる業界団体がないというのが実態なわけですし、そういう意味では、静脈側の業界をどうきちっとまとめていくのかというのが非常に大きな課題だと思っています。

私も15年ぐらい前から何かそういう業界団体がつくれないかというようなことをいろいろ議論してきましたけれども、御存じの方もいらっしゃると思いますが、この業界は、まとまりがなかなかできにくい業界の1つなのです。恐らくこのままでいくと、そこが少し大きなネックになるような気がしていて、例えば認定制度の拡充だとか、いろいろな手はあると思うのですが、できれば国としてもある程度そういう働きかけとか、そういう方向性みたいなものを示していただけると、そういうまとまりができてくるのではないかと思います。

例えば、環境配慮設計などでも、動脈側でいろいろ環境配慮設計をしたとしても、静脈側でそれに対応できるようなプロセスを持っていないことが非常に多いわけです。そういう意味では、動静脈の議論ができるようなプラットフォームをまずはつくっていくとか、その辺りから始めるのも1つかなと思います。

それから、最初にも申し上げましたけれども、文言自体は全くの賛成でございまして、特に異論はないのですが、今回、私も非常に大きな決断を表明していただいたとあっていて、基本は、C Eの本質は静脈側の在り方ではなくて動脈側の在り方ですので、こういう動脈産業の在り方、方向性をしっかりとC E課として発信していただいたと思います。むしろC E課というよりも日本として発信したと思っております。これからいろいろな具体案が出てくるとは思いますけれども、それらは製造業全体に関わる問題ですので、そういった考え方を今後どのように産業全体に広めていくのか、何かそういうお考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず、静脈の声をどう反映していくかという仕組みは今までなかったわけですが、皆さんにこの議論を盛り上げていただいたおかげで、かなり議論する場ができつつあるかなと思っております。

もちろん、今、国が音頭を取って進めているサーキュラーパートナーズもありますけれども、個別業界ごとにも、例えばプラスチックのクローズドループをどうつくるかみたいなことで、動脈の方と静脈の方でフォーラムをつくって、あるいは認証システムをつくらうみたいな話も進んできているということで、かなりものづくりをやっている産業側が招

く形で取り入れていただいて、ここの業界の声が拾いやすくなっている。そこのつなぐところに環境省とか我々が入ってブリッジングをやっているところでありまして、役所が音頭を取れば、そういったものができるのであれば、やすいものですので、幾らでもやっていきたいと思っているのが1点目でございます。

2点目でありますけれども、まさに製造業全体にどう広げていくか。言うはやすしなのですけれども、製造業の皆さん、言われていることがたくさんありまして、CO₂も下げろ、資源循環もしろ、ネーチャーポジティブだ、みたいなことも言われながら、収益性も上げて、雇用も上げて、賃金も上げろということも言われているということで、非常に大変な環境にいらっしゃるのではないかと思います。

やはり本質は動脈産業側なのですけれども、時間がかかるのは間違いないと思ってございますので、産業界全体に広げられるかどうか、もちろん当課の責任でもありますし、あとは原課の理解がどれだけ深まっていくのか。CO₂も10年、20年やっている議論で、ようやくここまで来たということで、では、そのスピード感でいいかという、恐らくそのスピード感では駄目なのですけれども、やはり国際的な整合性だったり、そういった様々な周辺環境の事実をきちんと我々としてはモニタリングをしながら、皆さんと対話することで御理解を深めていくしかないかなと思っていますので、その意味でいうと、この審議会であったりCPsであったり、あるいは各種の審議会の中でもサーキュラーエコノミーの視点を入れていただくということで、例えば閣僚会議もまた予定してございますけれども、こういったものも使いながら、政府全体として取り組んでいく姿勢を常に保っておくということが重要なことと思っています。

○大和田委員 ありがとうございます。特にCPs、動静脈の1つのプラットフォームにこれからなっていくと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○梅田委員長 では、その次は澤田委員、お願いします。

○澤田委員 まず、この取りまとめ（案）、いい形でまとまってきたのではないかと思います。私は、もう少し具体的な数字が入ったほうが本当はよかったかなと思うのですが、ここまで来たということで、敬意を表したいと思います。

それで、先ほど大和田委員もおっしゃっていましたが、これを具体化していくには、こういう社会貢献的な意味合いだけではなくて、ビジネスとどうリンクさせるかということが重要です。先ほど田中さんのコメントの中にもありましたが、やはりビジネスを念頭に置いて進めていくやり方をしないと、どこかで動力を失ってしまうということです。

ので、産業界に広げるという意味では、そこをきちっと念頭に置いて具体化をしていかないといけないと思った次第です。

2点コメントがあります。1つは、再生材の利活用に関してです。我々CLOMAという組織では、プラスチックの容器包装を主体としてリサイクルしていこうということを掲げてやっているのですが、まずは2030年に30%再生材を活用しようというCircular 30by30というのを打ち上げて、メンバーと議論して、コミットメントまではいかないのですが、動静脈を含めてこの方向でいこうということで今進めようとしています。

やりたいことは、再生材利用を当たり前にということをやっていききたいのです。どこから動かすかなのですが、やはり需要側から動かすしかないだろうと私は思っています。供給側が質・量・コストが十分でないから需要側はできないというのではなくて、やはり需要側から、こういう方向で動かすので、こういうものが欲しいのだというほうが動きやすいと思います。実際に、言っているだけではなくて、需要側から30by30を動かして、早く課題抽出して、それで改善まで持って行って目標に近づける。こうやれば大丈夫というような満たされた形で進めるのではなくて、十分ではなくても一度進めてみると、いろいろなことがさらに分かってくるので、それを踏まえて完成度を上げていくというやり方をしないといけないのではないかと思います。

日本は、どちらかというと完成度を上げることを先にやり過ぎてスタートしないので、国際的にはどんどん遅れていっているということも結構あると思うので、ここまで取りまとめたのだとすれば、やはり具体的に進めていくために、十分ではないかも分かりませんが、一度動いてみるということが、私は非常に重要なのではないかと考えて、先ほどの取りまとめ（案）を聞いておりました。

そのためにはポイントは2つあって、1つは過渡期において、どういうインセンティブを付与しながら、動かしていくかについて、経産省を含めて国全体で考えていかないとはいえないと思っています。

それともう一つは、例えば再生材利用における価値化意識というか、ごみを資源として使っていくので、それに価値を感じないと生活者が考えていくと、さっきのビジネスとしては絶対回らないです。やはり我々が取り組んだことをきちっと理解して、それを回していくためには、生活者の意識変容が重要です。動かすためのインセンティブの付与で過渡期をしのぎながら、それをしのいでいった先には、生活者がESGを念頭に置いて、エシカルな意識で日々生活しないといけない。これは後で多分、末吉さんから話があると思う

のですが、そこまで持っていかなかったらビジネスとしてはつながらないことになります。価値化の議論も随分されたと思うのですがけれども、そこを念頭に置きながら、さっき言ったように、再生材利用を当たり前というところでの動き出しをぜひともやってほしいと思っています。

もう一つのコメントは、環境配慮設計に関してです。私は、CLOMAの会長であるとともに、今、花王の特別顧問をやっているのですがけれども、花王では、環境配慮設計は随分昔から実施しています。新しい製品を出すときには、例えばCO₂の削減をしっかりと踏まえたものでないといけない、ユニバーサルデザインが盛り込まれていないといけない、材料の使用量を減らさないといけないといういろいろな項目で、自分たちはこういうところを工夫したという環境配慮設計が出されたものだけを製品にして売るということを決めてやっているのです。ですから、後戻りはしないという立てつけでずっとやっていたのですがけれども、これは結構難しい。どれぐらいの環境配慮したのかというレベル感をどう見積もるのかということです。認定制度をするにしても、どのレベルのものを特に認定するレベルの配慮設計されたものなのかというのは結構難しいわけです。

それから、認定ということに関してですが、10年間振り返るとすごく環境配慮に至る少しずつの積み上げが案外、認定までいくと見逃される可能性があるのです。だから、イノベーションも1発でどんと破壊的な方向に持っていくというのものもあるけれども、改良を積み重ねて大きなイノベーションになるものを、この認定制度の中にどう取り入れるかというのも結構重要なかなと思って聞いておりましたので、せっかくやるなら、いい認定制度にしないといけないと思うので、その辺の配慮も必要かなと思っておりました。

以上です。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず、1点目のビジネス化といった中で、インセンティブを強めるとともに、生活者の価値化、意識化をやっていくという点については、おっしゃるように並行してやる必要があると思いますし、これがないと動きづらいところもあると思います。今回の御意見の中にも多数ありましたけれども、補助的なものであったり税制もあり得ると思いますし、そういったものも含めて、ラベリングであったり広報であったり、特にC P sなどでやるといいかなと思っておりますが、どうやってそういったものをみんなで一緒に消費者に訴えていくかみたいなキャンペーン的なものも含めてやっていく必要があるかなと思っております。この辺は経産省、意外に苦手なところではあるのですが、こういったものは予算措置だけではなくて、ソフト的な

ところも含めて取り組んでいきたいと思ったのが1点目でございます。

2点目で、環境配慮設計のトップランナー認定は基準をつくるのが難しくて、今のプラスチック資源循環法においても認定制度があるのですが、基準をつくるのでかなり時間を要したというところもございます。やりやすいところとやりにくいところがありますので、業界で大体そろっているような、例えばペットボトルのようなものと、その中でもこのKPIで測ろうというものは出しやすいところがあるのですが、様々、デザインが銘々違ったりすると、そもそもどこまで横並びで比較したらいいのかみたいなところから議論を始めなければいけない気がしますが、そこがちゃんとカテゴリーをつくれた暁には、おっしゃったように、あまり低くてもトップランナーの意味がないですけれども、レベルが高過ぎても1社しかやれていませんみたいなものと基準としても働かないので、この辺は業界団体の皆さんのお力を借りないと議論が進められないかなと思っています。

ですので、会長にも逆にお願いになってしまうかもしれませんが、CLOMAの活動などを通じて、各社ごとの活動をどうやって共通的なプラットフォームにしていくなか。自分の会社の強み、これは秘伝のタレかもしれないけれども、あえてそこを環境配慮設計として提示をしていくというような議論を民間の中でも一緒に進めていただけると、そこにインセンティブがないと、何でそんなことをしないといけないのだということになると思うので、我々としても環境配慮設計に関するトップランナーのインセンティブを高めながら、それが国際標準になってきますみたいなことを皆さんと活動方針を共にしながら、その辺のアイデアは、ぜひとも募っていきたいと思っていますところでございます。

○澤田委員 本当に小さな積み上げは大きな成果に結びつくので。それから、インセンティブも過渡期でいいと思うのです。当たり前になるとインセンティブなんて考えなくていいのです。そこまでどうやって持っていけるかというのが非常に重要で、その施策を本当に手厚くやっていただけると随分スタートを切りやすいのではないかと思いますので、ぜひともCPSも含めて議論させていただければと思います。ありがとうございます。

○梅田委員長 この後、高尾委員、末吉委員、石山委員、栗生木委員の順番で行きます。

○高尾委員 ありがとうございます。本当に皆さんおっしゃっているとおり、ここまで取りまとめられてすばらしいかと、資源法の抜本的な改正が見えてくるのではないかと考えておりまして、非常にわくわくしているところであります。

1つコメントさせていただきたいのが、再生材利用の拡大の措置のところでありまして、計画の策定及び定期報告を義務づける方向で調整なされるという点については非常に評価

できるところではないかと思います。資源法が本当に実効性を持って、サーキュラーエコノミーに貢献する第一歩になり得るのではないかと考えております。

その点については非常に評価できるかと思うのですが、義務化するならば、逆に言うとフリーライダーを許さないということをセットで考える必要があるかなと思います。ここで再生材の利用義務を課す製品を特定し、と一言書かれておりますが、どのような形で特定をするのか、しない分野はどこにするのかと。それは事業者が申請すればできるのでしょうけれども、事業者が自主的にやらない部分も含めて義務化する可能性については十分検討する必要があるのではないかと思います。ですので、ここの計画策定及び報告の義務づけについては評価できますが、では、具体的にどこをどう特定するのかということについては、フリーライダーを許さない方向でぜひ検討いただければありがたいと思っております。

もう一点は、澤田さんも先ほどお話しされていましたが、やはり既に取り組んでいる業界、事業者は存在しまして、過去10年、例えば再生材をずっと使ってきたという事業者に対して、何か不利益が起らないような配慮はぜひお願いしたいと思います。自主的な取組もというところ、ある意味、経営者の意思というレベルで再生材の使用、環境配慮設計をやった会社は結構たくさんいるのではないかと考えております。政策として後から義務づけになったときに、彼らがデモチベーションしないような配慮をぜひお願いできればと思っております。

以上です。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず、1点目のやるならちゃんと徹底しろ、フリーライダーを許すな、これはおっしゃるとおりでありまして、こういったモニタリングコストもまあまあかかるころではあるものの、例えば様々な制度で得られている情報なども得ながら、きちんとやっていますかと問うていくということはやっていきたいと思っておりますし、あとはどの分野に、どれくらいの裾切りで、どれくらいの規模の人にやってもらうのかということも結構大事だと思っております、あまり欲をかき過ぎると私たちが死んでしまうみたいな話もありますけれども、一定程度の資源有効利用という観点から、必要なカバレッジは担保しつつも、あまり中小企業の皆さんにまで迷惑をかけないというバランスをちゃんとやりながら、我々としてもきちんとモニタリングは取れるようにしていくということは配慮したいと思います。

2点目でございますけれども、既にやっていた人たちがばかを見ないようにする、これ

も大事だと思っています。他方で、急いでやらなければいけないみたいな話もあって、急いでやると、わっと集まって、今までやっていた人が、私、頑張ってやっていたのに全部奪われたみたいな話も当然起こり得るかなと思ってしまして、ここのスピード調整はなかなか簡単ではないところがありますけれども、今までやってきていただいた方の声をきちんとお聞きしながら尊重していくというところは、ぜひともやっていきたいと思っています。

○梅田委員長 では、末吉委員、お願いします。

○末吉委員 どうもありがとうございます。これまでの幅広い論点をこのようにうまく取りまとめてくださって、心から感謝申し上げます。

私からは1つ申し上げておきたいのが、以前からずっと申し上げていることなのですが、やはり量的増加を前提としない世界、そういった仕組みづくりは、やはり成長志向型の産業政策の中でも、とりわけ重要であるという姿勢をいま一度、きちんと見せていく必要があると思っています。

今回C E コマースの制度化の話なども含まれておりますので、リユースモデルに言及はあるのですが、やはりそういった本来の循環経済こそがとても大事であるということを、きちんとメッセージとして伝えていくことが重要ではないかなと考えております。

あと、もう一点。先ほど消費者、生活者の話が澤田委員からも出ましたが、消費者の保護についても御意見をたくさん頂戴したということで、16ページに記載されてすごくよかったと思います。

同時に、消費者は保護される立場だけではなくて、消費者としての権利が与えられています。これをどう生かしてもらうか。つまり、消費者のエンパワーメントということが重要ではないかと。消費者の権利をどう事業者が引き出していき、エンパワーしていくのかという視点を入れていただくほうが、私はふさわしいのではないかと思います。

今後C P sの中でも、キャンペーンとかコミュニケーションの話をしていく中で、消費者のエンパワーメントについても議論を進めていっていただくといいのではないかと思います。

最近、幾つか消費者における意識調査の最新の発表がありまして、例えば消費者庁は10月に出しております。東京都もこの秋に、新しい意識調査の結果を出していますけれども、エシカル消費をしたいという生活者、消費者は、ある一定程度はいて、伸び代は十分にあるということがともに分かっています。その中で、エシカルな消費行動を実践してい

る人たちは、何かしら興味関心を持っているからこそ行動に移しているということがデータでも表れていますので、まずは興味関心を引くためのフックをどのように事業者の人たちがつくっていくのかということも非常に重要であると思っています。

もう一つ、エシカルな消費行動をしていない、できない、という理由の多くは、どれがエシカルな製品なのか分からない、情報がない、接点の場の不足などでした。なので、どのように消費者、生活者にとって選びやすく、分かりやすく、簡単に、手に取ってもらうようにするのか。例えば今回でいうと循環の製品をいかに手に取ってもらえるようにするかが大事で、ラベル的なことも含めた見える化が必要になってくると思います。

それから、選ぶ製品が環境にとって、どのようなよい影響を与えているのかということが分からないと、購入したいと思えない、という方々も一定程度いらしたということで、社会課題をきちんと伝えることは大事だと改めて感じています。と同時に、そういった情報と併せて商品自体の品質や機能の面もしっかりと訴求していく必要があるのではないかと考えています。

最後にもう一つだけ共有させていただきます。今年の秋に日本で初めてのエシカル市場規模の調査結果が出ました。2022年度の市場規模でいいますと、約8兆円ということで、イギリスが22兆円ぐらいですので、3分の1ぐらいの規模でした。その中で私がすごく驚いた結果が、何と日本人の6人に1人がエシカルでない製品をボイコットした、購入しなかったという結果が出ています。年代別に見ますと、10代が28.2%、約3割近く、20代が17.3%と、若い層にその傾向が多かったという結果になっています。

どんな製品をボイコットしたのかというと、プラスチック製品が一番多かったそうなのです。なので、一見バージン材を使ったプラスチックと再生材を使ったプラスチックは消費者にとっては分かりづらく、今後ボイコットをするような人たちが、再生材のプラスチックであれば手に取っていいかなと、思えるように見える化、ラベリングみたいなことは非常に重要であると、改めてこの結果を見て思った次第です。

以上です。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず、1点目にいただいた、そもそも量的に資源消費量を拡大しておきながら循環ということではないよねということだったかなと思ってまして、まさにそれが一番難しいところだと思ってまして、経済成長を保ちながら、GDPを伸ばしながら、資源消費量を落とすというのが真髓かなとも思っています。なので、今回悩みながら、もがきながらでありますけれども、CEコマー

スといった議論も進めさせていただいて、今までなかった政策部分だと思いますけれども、この辺の重要性は非常に高いかなと思っています。

先ほどの2点目のエンパワーメントという話にもつながってくると思いますけれども、手段がないと消費者は、結局これを買う以外ないではないかということだとすると、どうしろというのだと。

例えば、物を売っている売場に行くと、プラスチックの容器で全部包まれているから、エコでやれと言われて、ごみを減らせと言われてたって、結局知らないうちに、ごみの半分以上、プラスチックになっているというような状況もあると思うのです。その代替的な手段、例えばその典型はC E コマースだと思いますけれども、あるいはエコデザインみたいなもので顕在化していくということで、ああ、こういうことをやれば自分も地道に貢献できるのだという商材を増やしていくというのが、おっしゃっていただいた1点目及び2点目にもつながっていくのかなと思いました。

エンパワーメントという視点をきちんとここで強調すべきだという点については、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○末吉委員 ありがとうございます。品質のリデザインをしていく必要があると感じています。今まで消費者にとって、品質を担保する要素としては機能や耐久性などいろいろあったと思うのですが、そこに循環型という要素が入ってくるといいなと。循環であるという価値を品質に組み込んでいく世界観をつくってきたいと思っています。ありがとうございます。

○梅田委員長 では、次にオンラインで石山委員、お待たせしました。お願いします。

○石山委員 ありがとうございました。パブリックコメントについて前向きに捉えていただいていること、内容の細やかな意見をいただいたことによって、本当に具体性が上がったという印象を受けております。

私からは2点。1点目が、本書におけるタイムラインが明示されていないというのが、状況によって難しいという認識はしているのですが、一方で再生資源の市場であったり、サーキュラーエコノミー全般における市場は刻々と動向が変化しているものだと考えております。なので、取りまとめの内容が古い情報だよねとならないように、状況変化に応じたアップデートの余地を残していくべきではないかと感じております。

2点目が、C E コマースの制度化について、安全性や不安全事故が発生した場合の責任の明確化という点が今回追加されたと考えておりますけれども、C E コマースという市

場自体がまだまだ黎明期であり多種多様な業種が混在している、シェアリング、サブスクリプション等のベースとなるデジタルプラットフォームの市場であったりですとか、あとはAIの技術等の進化によって、事業者としても想定していないような、前例のないようなトラブルも起こり得るリスクがあるかなと感じております。

なので、事業者の責任範囲の明確化だけではなくて、想定し得ないようなトラブルが起きた場合、政府としても黎明期である市場の安全性を高めていくところに対して、トラブルが起こった際の対応策等も考慮していただけるとうれしいと思っております。

以上です。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず1点目、状況に応じたアップデートをという御指摘については、おっしゃるとおりかなと思っております。定期的にこういったものを見直すみたいなことをどう書くかは検討させていただきたいと思いますが、我々としては、おっしゃるようにフォローアップをやっていかないと、出して終わりということではないと思っていますので、むしろ皆さん、お忙しいと思いますが、引き続き今後もお付き合いいただきながら、この議論、定期的にアップデートにお付き合いいただければいいかなと思っております。

2点目でありますけれども、単に責任をとるだけではなくて、育てながらきちんとルールを設定していくということではないかと理解いたしました。やはり市場自体が揺籃期中、玉石混交な状況でもあるということだと思います。そういったときに大事になってくるのは、政府として一方的に押さえつけるとかではなくて、玉石混交から、いいものとしてきちんと価値化をしていくというような業界ごとの自主的な自浄作用みたいなところが必要になってくると思ってございまして、今回、我々CEコマースという概念をつくらせていただいたのも、CEに進んでいくのだということにコミットできているような方々に集まっていただくということを主眼としてございます。

そういった中で、おのずとどういうルールがあるべきかというところがクリアになってくということが何よりも大事かと思っておりますので、そういった業界ごとの活動を支援させていただくことで、いきなり責任はおまえにあるのだというよりは、自主的なガイドライン的なものを整備していく中で、法的な整合性をどう考えていくかという議論も併せてやっていくということかなと感じております。ありがとうございます。

○梅田委員長 次に、栗生木委員、お願いします。

○栗生木委員 取りまとめ、ありがとうございました。また、御説明もありがとうございます。

います。ここで御提示いただいた基本的な方針に特に反対等はありません。賛同させていただきます。

私からは、コメント的なものになるかもしれませんが、まず1点目として、大和田先生がおっしゃっていた静脈側の声をまとめるといったところは非常に重要だと私も思っています。今回の資源循環小委員会の議論の中で、使いこなし技術みたいな点も強調されていたかと思うのですが、静脈側の声を十分に取りまとめて聞くことによって、設計側の調整能力も上げていく必要があるのではないかと考えています。これが1点目です。

2点目以降としては、取りまとめの内容の中で、今回は認定制度のお話があり、表示制度、循環指標ガイドライン、再生材の報告、そして情報連携プラットフォームの構築という大きな流れがあるわけですが、基本的に製品環境情報を求める内容になっているという印象を改めて受けたところです。

この中で、再生材自体を買ってくるコストというお話もよく議論に上るのですが、情報管理コストというものが改めて非常に重要なファクターになるという印象を受けました。これを踏まえて、例えば情報管理コストをある程度抑えていくための取組が今後重要になってくるかなという印象を受けました。例えば、それは組織の中でどういう体制にすれば、製品環境情報をまとめやすくできるのかといったところでもあるかもしれませんが、循環にまつわる様々な標準化の議論かもしれませんが、途中で議論に出ていた配慮設計のガイドライン等が情報管理コストを下げるような一助になるのかもしれませんし、いずれにせよそういったことも踏まえながら、製造業者への取組だけではなく、周りを支えるような情報の技術であったり、組織の在り方であったりというところを考えていくと。また、そこを支援していくというところが重要かなと思いました。

今回、GXグループでの議論ということなので、製品環境情報をどう管理していくかといったところは非常に重要だと思いますし、あと御意見の中で、工程設計も含むLCA評価も含める点も非常に重要であると思います。EUの循環経済の議論で、時々、製品エコロジカルフットプリントの議論も出てきたりもするのですが、これ自体、進んでいるようでなかなか進まないという印象ではありますが、恐らく難しいからで、こういったところの組織の製品環境情報管理やその評価を中長期的に早めに動きながら、日本の体制も整えていく必要があるのかなと思います。特にLCAになりますと、学のほうでも検討が進んでいますけれども、こここそ産官学で連携して、より体制を強化していく必要がある

のかなと思います。特にプラスチック条約の議論でも感じましたが、グローバルのサプライチェーンにまたがる話で、場合分けが非常に多いというところですので、時間をかけてやっていく必要があると思っています。

あと、C E コマースなのですけれども、いろいろな御意見のところ、消費者保護であるとか責任の明確化といったところでの法律との整合性に関する議論があったかなと思いますが、法律の整合性において、現在の何らかの法律がC E コマースを促進する阻害になっていないかという点も今後確認していく必要があると思っています。

リチウム蓄電池の議論があったかなと思いますけれども、これ自体は、私、特に問題ないと思っているのですが、ごく普通の一消費者から言わせていただくと、取り出しにくいのはリチウムイオン電池だけではないということを最後に申し添えて、私からのコメントとさせていただきます。ありがとうございます。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。私も一消費者でありますので、おっしゃること、よく分かります。

1 点目でありますけれども、静脈の声の反映を設計側の能力を涵養していくという観点からも進めていくべきということは、まさにおっしゃるとおりだと思います。これはコミュニケーションの必然性みたいなものを制度的、あるいは役所として旗を振ってつくっていきながら、そういったコミュニケーションを増やしていくことから始まるのかなと思っています。

2 点目についてでありますけれども、製品に関する環境情報の管理みたいなところは情報がどんどん増えていく中で、かつ自分だけで解決できないというようなところもあると思います。ですので、やはり情報を流通させるインフラと、そもそもサイバーとフィジカルでいうと、フィジカルからサイバーに転写するコストみたいなところをいかに簡単にしていくのかということが前提にないと、これはなかなかできていかないということだと思いますので、この辺はサーキュラーの議論だけに閉じない情報をどうD X化していくのかという議論プラス、グローバルでこういったものをL C A評価であったり、あるいは規制であったりという観点で流通させなければいけないのかというところの棚卸をきちんと地道にやっていかなければいけないのかなと思っています。

3 点目でありますけれども、C E コマースのところ、むしろC E コマースの阻害になっていないのかという観点も併せて、こういうのは裏表だと思っていまして、C E コマースの妥当性をはかるような法的な解釈を明確化していくことで、C E コマース自体のリス

クも減っていくということかなと思っていますので、この辺は製品安全法制とか、消費者保護法制の中で論点が出てくるたびに、こういった議論を丁寧に潰していくというところはやっていきたいと思っています。

最後の易解体というところについて言うと、安全とのトレードオフというところはありませんけれども、他方で、あえて易解体させないような製品もあったりするといったところもありますので、この辺はどういう観点で易解体というものを解釈するのかというまさに環境配慮設計の議論の中で、1つ論点になるかなと思いますので、我々としても深掘っていききたいと思ったところであります。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、この後は、池田委員、三室委員、オンラインの山本委員の順番でお願いしたいと思います。池田委員、お願いします。

○池田委員 ありがとうございます。パブリックコメントで多くの意見が寄せられた中で、寄せられた意見などを考慮、盛り込みつつ、今回の案を取りまとめていただいた事務局の皆様方への御尽力に改めて敬意を表したいと思います。

成長戦略として循環経済、サーキュラーエコノミーを目指すこと、そしてそのために実施する施策の大きな方向性に基本的に賛意を申し上げた上で、既に報告書案に盛り込んでいる内容も含めてコメントをさせていただきたいと思います。

コメントする前に1点確認なのですが、資料4、今後の制度的対応の方向性に盛り込まれている4点について、いつ法案提出を目指すのか確認させていただきたいと思います。先ほどの御説明では、4点目については、今回の報告書で一旦ピン留めをして、といったような議論もありました。その点について確認させていただければと思います。

○田中資源循環経済課長 法案については、可及的速やかに出せる準備はしてございまして、いつでもお声がけがあれば出ていける準備はしているところでございます。ただ、他方で、どういうタイミングで、いつお諮りできるかというところは、弊課だけで現時点で申し上げられない状況ではありますけれども、常識的に言うと、年が明けて近々のところで御提案できるようにしたいとは考えているところであります。

○池田委員 質問の趣旨は、廃掃法の許可に関する大臣認定の話について、今回の報告書でピン留めをして、さらに検討していくといった御説明が先ほどありましたので、確認させていただければと思います。

○田中資源循環経済課長 それは最後のパラグラフを追加したところですかね。自主回

収の話についていうと、まだ具体的な品目をどうしていく——これは制度改正というよりは、品目の追加ということになると思ってしまして、法改正は必ずしも必要ではないかなと思っているのですが、リチウムイオンの小型バッテリーの話ですよね。ここの法改正で書いてあるのは、そもそもの廃掃法の特例を加えるという話なのですが、別途、今、回収義務がかかっていない小型バッテリーを使っていて、取り出せない製品の回収義務をかけるというのは、既存の法律のフレームの中において品目を追加することです。では、どの製品をどうやって加えていくかというところは、今までアングラとか、クロズドの研究会しかしてございませんので、法案の進み具合などとは直接は関係ないのですが、時間もかかる場所もあるので、年明け以降の審議会で御議論いただけるように準備をしていきたいと思っています。

○池田委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、コメントさせていただきます。まず第1に、再生材利用の拡大に関しては、再生材の利用義務を課す対象の製品を、今後さらに議論を深めて整理、指定していくものと認識しております。これまでも議論がありましたように、資源循環をめぐる状況は、素材や製品、業界によって、それぞれかなり異なることに加えて、再生材を扱う静脈企業の育成や、消費者、生活者の意識醸成を含めた対応も必要になってくると認識しております。

特に、プラスチック素材につきましては、その利便性、汎用性などから様々なケースが想定されると思います。ほんの一例として、澤田会長の前で恐縮ですが、プラスチック容器包装と言っても、食品の軟包材、例えば菓子パンが入っている薄くて軟らかな袋のようなものですが、機能性を保ちながらリデュースに取り組んだ結果、極めて薄くなりましたが、一方で、安全性の確保や収集、リサイクル手法など様々な特有の課題があると認識しております。

また、大和田委員をはじめ、他の委員からも御発言がございましたとおり、資源循環分野で、わが国の産業競争力や国際競争力を高めて、経済安全保障等に資する安定的な再生材の需給体制を国内で構築していくためには、静脈産業を中心とした国内関連産業の育成が不可欠です。再生材の利用をにわかに強力に進めた場合には、海外依存構造に陥るリスクも排除できないことも危惧するところです。

わが国で成長戦略として循環経済、サーキュラーエコノミーの実現を目指すためには、国内静脈産業の育成は欠かせない視点かと思っておりますので、関係省庁と連携して取り組んでいただきたいと思います。

さらに、新たに義務づけられる再生材の利用に関する計画の作成及び定期報告につきましては、外資系企業や中小企業も含めた全ての関係事業者を制度の対象とするなど、制度面でのイコルフッティングを担保する配慮を強く必要としている業種もございます。製品、業種の置かれている競争環境も十分に勘案して、きめ細かな検討が必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、今後、法律、政省令等で対象業種や具体的内容など、具体的な制度設計を進めていく際には、引き続き関係業界をはじめ、経済界と十分なコミュニケーションを取っていただき、事業者の負担にも十分配慮するなど、丁寧な検討を行ったうえで、制度の運用やフォローアップに至るまで、製品、素材、業種ごとのきめ細やかな対応を行うこと等を通じて、関係業界、関係企業の納得感を高めていただくよう重ねてお願い申し上げます。

加えて、改正3R法が成立した暁には、施行まで十分な準備や対応の期間が設けられるべきと考えてございまして、施行時期に対する特段の配慮についてもお願いしたいと思います。

最後の再資源化の促進につきまして、社会的課題となっているリチウムイオン電池の問題に関して、廃棄物処理法の許可を不要とする大臣認定制度の記載がございまして、厳格な廃掃法の特例措置を他法令で講じるというのは極めて画期的なことで評価したいと存じます。再資源化の推進は重要な政策課題である一方、廃棄物の適正処理の確保も大事な課題と認識しております。現時点で、具体的にどのような場合に認定するかなど、もう少し具体的な御説明を可能な範囲でお願いしたいと思います。

私からは以上でございまして、よろしくお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まず、1点目にいただいた点です。再生材利用の製品については、業界ごとの特性などをきちっと踏まえて、国内静脈産業育成に取り組みながらちゃんと進めるべきであるというところは、全くもっておっしゃっておりだと思っております。やはりこのところが伴わないと、単に海外依存になってしまうというのも起こり得る話だと思っておりますので、ここは重々、業界ごとの原課とも、あるいは環境省とも連携しながら進めていきたいというのが1点目でございます。

2点目も、国際的な競争環境のイコルフッティングを、ぜひやるべきであるという点は、我々としてもそういった形での制度設計と執行をするように促進してまいりたいと思います。

3点目につきましては、スケジュールをきちんと配慮してというところは、業界の皆様と御相談させていただきながら、具体的な製品指定については、また小委員会等の何かしらの審議会等で議論いただきながら、公明正大に進めていこうと思ってございますので、そのスケジュールも含めて、納得感を得られるように配慮したいと思います。

最後の廃掃法の特例の検討状況についてでありますけれども、おっしゃるように、廃棄物処理の適正性確保というところは大前提でございますので、その意味でいうと、計画認定等を行う際には、例えば申請者がきちんと処理することができる能力を持っているか、再委託する場合にはどういった採択者になっているのかというところの把握であったり、処分設備であったり運搬設備の要件等についてもきちんと確認をすると。ほかの廃掃法の特例でもあるような、業許可を不要とするに当たっては、許可がないことによって、一定程度、確認しなければいけない事項が出てまいりますので、その辺については計画できちんと出していただくということが前提になるということを念頭に置いていますが、これは環境省さんに御指導いただきながら設定していくということかなと思ってございます。

○梅田委員長　それでは、次に三室委員、お願いします。

○三室委員　お取りまとめ、ありがとうございました。たくさんの前向きかつ建設的な御意見でしたり、C Eをやっていくのだという当事者としての事業の皆様御意見がたくさんあったと思っておりますので、この取りまとめ自体はもちろん賛同させていただきます。

私自身、ビジネスの世界にいますと、資源循環は取り組むと先進的という位置づけでしたけれども、最近は取り組まないとまずいというような、大分当たり前の存在になってきたかなと思います。端的には、これまでC Eというと、おおむねカスタマーエクスペリエンスというのが相場でございましたけれども、最近はC Eというと資源循環経済のほうが、やや上位に来るような登場の回数ではないかと思っております。

今後に向けた観点の提示という意味で、1つだけコメントさせていただきたいと思っておりますけれども、今後、制度設計においては、資源循環の経済において、オープンな領域とクローズな領域をどのように制度的にも設計をしていくかというところが、次の大きな具体的な課題ではないかと思っております。

具体的には、情報に関していきますと、制度も含めまして共通言語とか共通記号などをもって、プラットフォーム上で静脈と動脈、あるいは消費者も含めて共有をしていきたいと思います。と、どんどんオープンを目指していくのだと思います。

一方で、物という意味でいきますと、量を確保するにはオープンがいいのだけれども、では、品質ですとか衛生ですとか、そういう回収や再利用ができる事業者かというようなプレイヤーの観点でいきますと、必ずしもフルオープンというよりは、少しクローズな領域を設けていくということとの両立が必要ではないかと思っています。

最初、だんだん促進していくような段階では、ややクローズなところから認定であるとか、トップランナーであるとかから始めていくのですけれども、最終的に市場性であるとか競争性であるとか社会全体のシフトということを考えると、どう安全にオープン領域というものを物の世界でも広げていけるのかというところが制度的なアクセルの踏み方であるとか、時にはブレーキのかけ方であるとか、ほかの法律との整合性、関係性みたいなところで、これからの大きな宿題かなと思っております点だけコメントさせていただきます。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、情報もクローズにしなければいけないところもあったりするとは思いますが、特に化学的な組成みたいなところはクローズにしながら、環境情報として必要なものをどうやって抽出してオープンなリンクをつくるか、こういったところは具体的な情報流通プラットフォームをつくっていく上では欠かせない論点かなと思っています。

あと、物のクローズドループか、オープンループかみたいな話について言うと、本当はオープンのほうが経済学的に言うと効率性は高いはずだと思いますが、他方で市場の失敗的に品質の問題があるみたいなところになると、ある程度、メンバーシップが分かった形で、必ずしも同じ製品に戻るというクローズドループではないかもしれないけれども、メンバーシップ的なものをどうやって担保するかというところも必要になってくるかなと思っています。

やはりリサイクルに関しては様々な法制がありますし、一部そういったもので、どうやって品質的なものを担保していくかというところをふるいにかけるような仕組みはできなくはないかもしれないけれども、今は必ずしもそういう体制になっていないところがあるので、この辺は民間のプラットフォームと、制度的な措置をどうやってリンクしながら、基本はオープンを目指しつつも、抽象的ではありますが、品質をコントロールしなければいけない場合にはメンバーシップの体制をつくるというところをうまくやっていく必要があるかなと思っています。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、次はオンラインの山本委員、お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。まず、小型リチウムイオン電池はめ殺しの製品についての1文の挿入について、これまで議論がなかったということですが、賛成したいと思います。

それも含めまして、全体、非常にすばらしく取りまとめいただいたと理解しております。言ってみれば、物すごく風呂敷を広げられたのだと思うのですが、それをここまでしっかり畳んだという事務局の手腕に最大限の敬意を表したいと思っております。

ということで、中身は皆さんお話しされているので、私からはほとんどないのですが、私自身の反省というか、この小委員会で大変いろいろなことを学ばせていただいて、C E コマースという新しい言葉も生まれていって、長期使用をはじめとするC E コマースの点、私の分野に近いのは社会システムとか経済学の中で、知見がかなり少ないのだなというのを改めて思いまして、リサイクルとか、そちらはもう少しあると思っているのですが、その意味で、学としてももうちょっと頑張っていかなければいけないと思ったところでして、今後さらに追求をしていくことに、ここで指針が示されて具体化していく中で、何か貢献できるようなことをもうちょっとできるように私も頑張ろうかなと改めて思った次第です。

取りあえず以上でございます。どうもありがとうございました。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。まさに経済学的な御支援、いわゆる公共経済学的な分野があると思います。私も以前は、電力市場などを担当していたときに公共経済学を学んで、かなり歴史があって、厚みもあったりするところがありますけれども、こういった新しい分野についても、何が社会的な合理性につながるのか、行動経済学的なところも含めて知見をいただけると我々としても大変やりやすい。

例えば、プラスチック汚染条約1つとっても、禁止的なアプローチがいいのか、それともインセンティブ的なアプローチがいいのか、どういったアプローチがいいのかということについて定見がないので、ああいった対立がなかなか終息しないということだと思います。

CO₂についても、キャップ・アンド・トレードや、炭素プライシングという話がありますけれども、1つは経済学的な、あるいは学者の先生方の私見が糾合されたアプローチみたいなもの、古くは拡大生産者責任とかP P Pみたいな議論はあったと思うのですが、それをツールまで落とし込んだ議論みたいなところはぜひとも我々も勉強したいと思いまし、その辺は連携させていただけると大変ありがたいと思うところであります。

○梅田委員長　　ありがとうございました。これで1巡しましたけれども、重ねて御質問とか御意見とかがあればお受けいたしますが、時間が若干あるというところで。よろしいですか。

私、一委員として、細かい点を質問させていただいてよろしいですか。あまりよく見ていなかったのですが、資料4の環境配慮設計の促進の措置事項のところ、「リサイクルを行うための設備投資への金融支援」と書いてありますけれども、1つはリサイクルだけでなくでもいいのではないかという気がするのと、もう少し広く環境配慮設計全般だと思うのです。

もう一つ、最初の澤田委員のインセンティブという話がありましたけれども、字面だけ見ると、環境配慮設計のところはインセンティブみたいなことが書いてあるのですが、ほかのところはどちらかというと義務とか罰とか、そういうことばかり書いてあるのですが、その辺はもう少しそろえたほうがいいかなという感じがするのです。

○田中資源循環経済課長　　ありがとうございます。これは奥歯に物が挟まったような物言いしかできないのですが、法律事項という趣旨でこの紙をまとめてございます。なので、インセンティブのところは当然法律と一緒に予算的な措置等を取っていくということを本文中に書いているつもりでありまして、どちらかというと法律部分だけをあぶり出したので、罰則的なものに見えるというところは御容赦いただければと思いました。

それとの関係性で、1点目、「リサイクルを行うための」というところについて言うと、法律事項として載せられるところが、産廃財団の特例などを使いながらやっていくという趣旨でここは書かせていただいております。法律事項以外のところになると、当然のことながら、リサイクル以外、動脈のものづくりのところについても予算的措置はさせていただいておりますが、これは法律事項の内容だけに限っているということで、こういう記載になっているということでございます。

○梅田委員長　　分かりました。そうしましたら、オンラインの委員の方々を含めてよろしいですか。――それでは、これで一応議論は収束したということにさせていただきたいと思います。

全般的なコメントを私からもさせていただければと思うのですが、前回から今回にかけて、パブリックコメントということで、建設的かつ深いコメントを多くいただいて、取りまとめがさらに実効性のある方針を具体的に記述したものになったと思っています。もちろん賛成であります。

最初の田中課長からのプラスチック条約の話で、プラスチックのライフサイクル管理がある種の国際的な方向性、対立はしているものの、多分そちらの方向は重要です。それに向けて、ここではいろいろな実施策が書いてありますし、それだけではなくて、製造業者がどうやって伸びていくか、それからC E コマース、生活者のエンパワーメント、盛りだくさんかつその辺が協力して日本としてやっていくのだということが書かれているという意味で、非常に重要な提案というか、取りまとめ（案）になったと思っています。

1つ申し上げるとすると、具体策を早急に練って、まず走り出すということだと思うのですが、影響を見ながらチューニングしていくというか、どういう影響が起きているかとか、起きそうかということは、きちんと分析をしなければいけないのではないかと思います。特に国際面ですよね。ここで申し上げることがあるのは、皆さんの御意見の中に入っていたことを含めてですけれども、国際的なルールの整合性の話であるとか、資源の流出の話、リサイクル材の流入みたいなことが、かえって増えてしまうというような話もあるでしょうし、そのバランスの話。それから、リサイクルや廃棄物処理の現状の社会的なインフラに対する影響があると。もちろん中小企業を含めて、我が国の産業競争力の強化にちゃんと資するのだよねということです。その辺を深く検討しながら、いろいろと具体化していく。

田中課長がおっしゃったように、作文だけでは仕方がないので、それを含めて、いろいろ法制度的に監視をしてきているところが既に見えていると思いますけれども、そういう意味でいうと、C E 課の宿題は非常に大きいのではないかと思いますし、我々も非常に期待しているということを申し上げたいと思います。

と同時に、サーキュラーエコノミーというか、もっと将来的に言うと、サステナブルな社会をつくるためには、本質的にやらなければいけないことは、これだけではなくてまだ残っていて、まだまだ、続けていかなければいけないことであることは念のため申し上げたいと思います。

私からは以上です。

今回、成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ（案）について、パブリックコメントの御意見も反映されていること及びここまでの議論を伺い、大きな方向性について、ほぼ合意されつつあると認識、理解しております。本日、皆様方からいただきました御意見、御議論に基づき、取りまとめ（案）を事務方と調整いたします。具体的な修正内容に関しては御一任いただければと存じますが、この方針に関

して御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。会場の方から異議なしと御発言いただいておりますが、オンラインの参加の方々、御異議のある方おられましたら意思表示をお願いしたいと思います。——大丈夫ですね。特にないようですので、今の方針で今後の進め方につきまして御了承いただけたと整理させていただきます。合意いただき深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様、大変活発な御議論を賜り誠にありがとうございました。

田中課長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 委員長、ありがとうございます。皆様も本日大変ありがとうございました。また、長期にわたりこの議論を支えていただき、また深掘っていただきまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

本日、本来であれば、グループ長の龍崎と審議官の田尻も出席させていただきたかったのですがけれども、現在、国会で経産委も開かれておりまして、なかなか同席できなかったことを深くおわび申し上げたいと思います。

G Xグループとしましては、まさに脱炭素、炭素中立といったほうが正確ですかね。炭素中立と資源循環は切っても切り離せないということで、今回、G X推進法も改正を予定してございますし、本法についても検討しているという状況でありまして、グループとしてはフル回転で、ぱんぱんでありますけれども、これはやっていかざるを得ないということで、グループを挙げて取り組んでいるところでございます。

例えば、開催のタイミングが遅れてしまったり、いろいろ事務局としても不手際なところもあったかもしれませんが、本日いただいた皆さんの御指摘も踏まえながら、この議論を途中で腰折れさせないように、年明け以降も皆さんの御意見を賜りながら、この議論を盛り上げていき、かつ深掘っていきたいと思ってございますので、引き続きお付き合いいただきながら、御指導いただければ幸いに存じます。本日はありがとうございました。

ということで、最後に事務連絡になりますが、本日の議事録は委員の皆様にご確認いただいた後、経済産業省ウェブサイトに掲載する予定ですので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これまで1年以上、10回にわたり様々な視点から御意見いただいた委員の皆様、また、

登壇いただきました企業、業界団体の皆様に改めて心より御礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○梅田委員長　それでは、第10回資源循環経済小委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——